

8. 患者本位の医薬分業の推進

【改革工程表における記載】

＜③⑥かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す＞

- かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定

現状

薬局・薬剤師の地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援(健康サポート)を推進するため、平成26年度にモデル事業を実施し、平成27年度には、平成26年度事業で把握した課題や好事例等を踏まえ、事業内容の充実・発展を図るとともに、健康サポート機能を有する薬局(健康サポート薬局)の基準の作成等を行うなど継続的な取組を行ってきている。

今後、健康サポート薬局の推進・活用を図ることを含め、規模や立地条件等様々な薬局が全体として、健康サポートや地域包括ケアに貢献できるようにしていくことが必要であり、かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を平成27年10月に策定。かかりつけ薬剤師のいる薬局としてかかりつけ薬局が機能するよう、ビジョンを実現するための具体的な施策を進めていく必要がある。

このため、平成28年度においては、

1. 患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別のモデル事業
2. 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業を実施することとする。



事業概要

H26・27年度事業

薬局・薬剤師による健康サポートの取組を推進(モデル事業、基準作成等)

次のステップ

H28年度事業

健康サポート薬局も含めた薬局全体のかかりつけ薬局機能の強化に向けた患者のための薬局ビジョン実現のための事業(テーマ別モデル、実態調査・ロードマップ検討事業)

事業イメージ案

1. 患者のための薬局ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業

メニュー事業

2. 患者のための薬局ビジョン実現のための実態調査・ロードマップ検討事業

患者のための薬局ビジョン(「門前」から「かかりつけ」へ)の実現のための具体的な施策を検討する上で参考となるよう、薬局の実態(立地条件、店舗面積、開局時間等)を調査し、ビジョン実現のためのロードマップや具体の施策を講じる上での留意点等を検討する。

- ①地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業
・地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化を図るため、その地域の特性等に応じた地域の薬局同士の連携方策を検討・実施する。
- ②多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業
・かかりつけ医を中心に多職種連携を図りつつ、薬剤師が在宅訪問を必要とする患者を把握し、在宅医療サービスを提供する取組を推進する。
- ③電子版お薬手帳を活用した地域の先進的な健康サポート推進事業
・様々な健康情報(食事・運動情報)などとリンクした電子版お薬手帳の活用を地域の中で推進し、総合的な健康サポート機能の充実を図る。
- ④薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康サポート推進事業
・地域の多様な機関と連携し、薬局以外の場所でお薬・健康相談などを実施し、薬局・薬剤師の機能強化を図る。

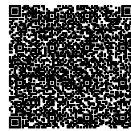
ICTを活用した服薬情報の一元的・継続的把握

電子版お薬手帳の意義

- お薬手帳は、**患者の服用歴を記載し、経時的に管理**するもの。**患者自らの健康管理**に役立つほか、医師・薬剤師が確認することで、**相互作用防止や副作用回避**に資する。
- 紙のお薬手帳に比べた**電子版お薬手帳のメリット**
 - ①携帯電話やスマートフォンを活用するため、**携帯性が高く、受診時にも忘れにくい**。
 - ②データの**保存容量が大きい**ため、**長期にわたる服用歴の管理**が可能。
 - ③服用歴以外に、システム独自に**運動の記録や健診履歴等健康に関する情報も管理可能**。

【スマホ型】

患者が薬剤情報提供書に表示されているQRコードを撮影して取り込む



カシヤ



【クラウド型】

患者同意のもと、薬局から直接サーバにデータを保管



※どの薬局の情報でも記録できるよう、平成24年に保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）が標準データフォーマットを策定

普及のための方策

～ バラバラから一つへ～

- **一つのお薬手帳で過去の服用歴を一覧できる仕組み**を構築するとともに、異なるシステムが利用される下でも、**全国の医薬関係者で必要な情報が共有化**できるようにする。
- 医療情報連携ネットワークの普及で、将来、**ネットワーク上の情報の一部を患者が手帳として携行**することも想定。今後を見据え、**データフォーマットの統一化**などの整備を図る。

9. 医薬品のバーコード表示

【改革工程表における記載】

<③④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善>

- 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進

医療用医薬品のバーコード表示

取り違え事故の防止及びトレーサビリティの確保並びに医薬品の流通の効率化を推進するため、医療用医薬品へのバーコード表示を求めている。

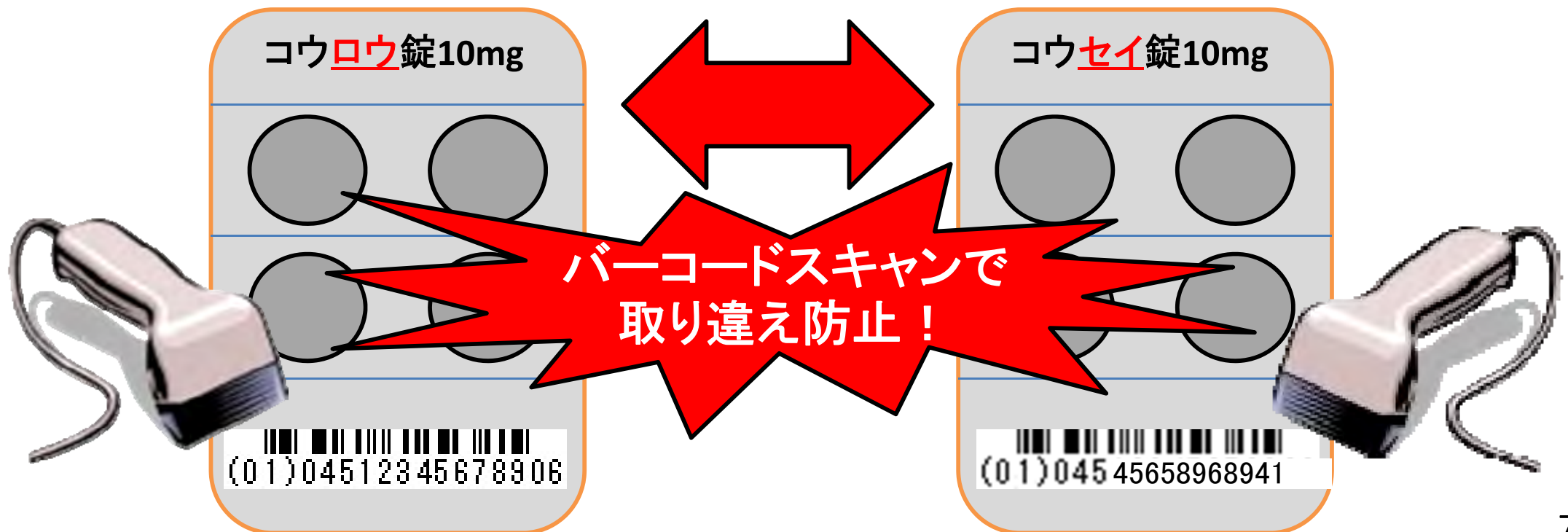
経緯

- 平成14年4月17日 医療安全推進総合対策（医療安全対策検討会議）
- 取り違えや誤使用といった使用の際に生じる誤りを防止するため、製品の区別を正確且つ容易に行いうるバーコードチェックがさらに普及するよう、製品のコード表示の標準化について検討を進める必要がある。
- 平成18年9月15日 「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要領」通知
- 内用薬及び外用薬の調剤包装単位（PTP包装等）を除き、平成20年9月出荷分から、バーコード表示を必須とした。
- 平成24年6月29日 流通の効率化の推進等の観点から通知を一部改正
- <主な改正点>
- 内用薬及び外用薬の調剤包装単位（PTP包装等）への「商品コード」の新バーコード表示の平成27年7月出荷分から必須とした。
 - 販売包装単位及び元梱包装単位について、有効期限、製造番号等の変動情報についてのバーコード表示を可能な企業から順次実施することとした。
- 平成27年度 医療用医薬品の流通改善の促進について（提言）等を受け、販売包装単位及び元梱包装単位における必須表示範囲の拡大検討に着手

医療用医薬品へのバーコード表示に期待されること

①医療現場での医薬品の取り違い事故防止等

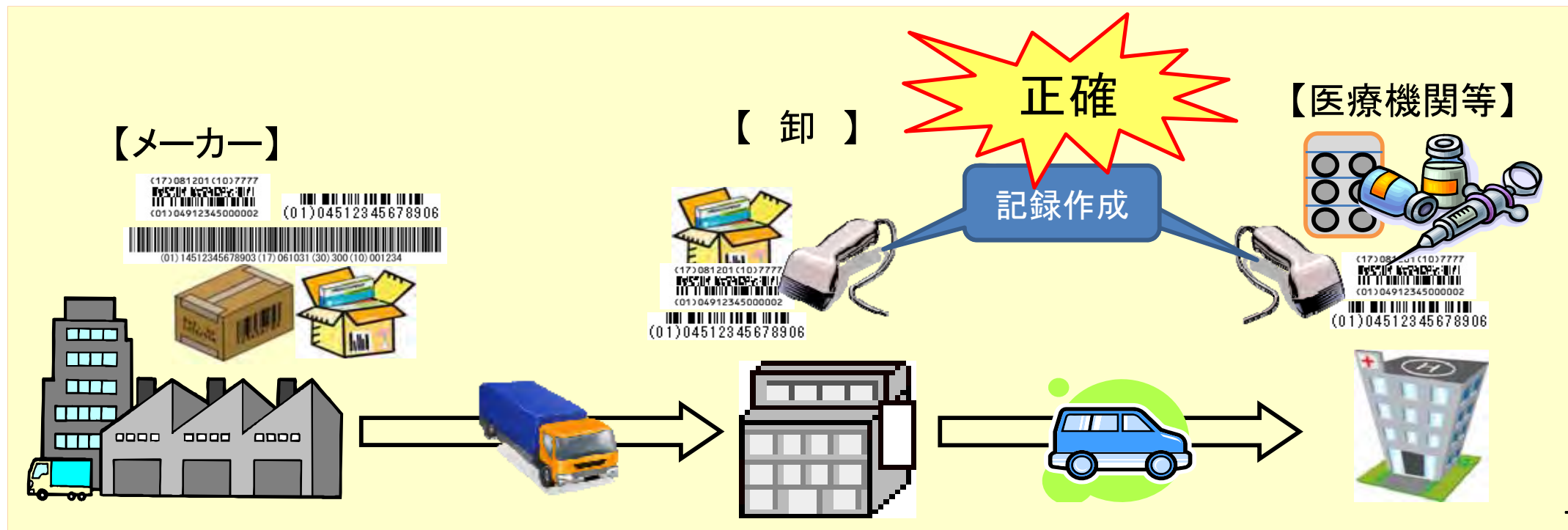
- バーコードスキャンにより、医薬品を人によらず識別
- 機械による医薬品の識別方法による、医療安全確保策の複線化
- 複線化した医療安全確保策による、医薬品の取り違いの確実な防止
- 薬剤払い出し監査の効率化・精度向上も期待



②トレーサビリティの確保

③流通の効率化

- バーコードスキャンにより、作成した記録の正確性が向上（転記ミス等ヒューマンエラーが減少）
- 製品回収が必要になったとき、卸売業者が当該製品の対象ロットの納入先を容易に特定できるようになり、回収の効率化にもつながる。
- 目視により行っている入荷時、棚積時、ピッキング時、出荷時等の医薬品と伝票等との照合が、バーコードスキャンにより効率化される。



医療用医薬品のバーコード表示

医療用医薬品の種類	I) 調剤包装単位			II) 販売包装単位			III) 元梱包装単位			
	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号	商品コード	有効期限	数量	製造番号又は製造記号
① 特定生物由来製品	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
② 生物由来製品	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
③ 注射薬	◎	○	○	◎	○*	○*	○*	○*	○*	○*
④ 内用薬	◎	○	○	◎	○*	○*	○*	○*	○*	○*
⑤ 外用薬	◎	○	○	◎	○*	○*	○*	○*	○*	○*

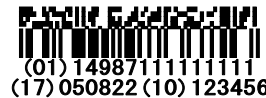
注:「◎」は必ず表示するもの(必須表示)
 「○」は必ずしも表示しなくて差し支えないもの(任意表示)

表示するデータ(情報項目)

- 商品コード(商品を特定する情報)
- 有効期限
- 製造番号又は製造記号
- 数量 (注)元梱包装単位に含まれる販売包装単位の数量

販売包装単位, (調剤包装単位)

GS1データバー限定型合成シンボルCC-A



元梱包装単位

GS1-128 (コード128)



必須表示を求めて検討中

(注)商品コードの情報のみ

GS1データバー限定型

